

へいせい ねん どぶんきょうくしょうがいしやちいきじりつしえんきょうぎかい
平成28年度文京区障害者地域自立支援協議会
だい かいしょうがいとうじしゃぶかい 시다い
第1回障害当事者部会 次第

へいせい ねん がつ にち もく ごごじ じ
平成28年6月16日(木) 午後3時から5時まで
ぶんきょう かい しょうがいしやかいかん かいぎしつしー
文京シビックセンター3階 障害者会館 会議室C

1 かいかいあいさつ ぶんきょうくしょうがいふくしか かちょう なかじま かずひろし
開会挨拶 文京区障害福祉課 課長 中島 一浩氏より

2 じむきょくしょうかい
事務局紹介

3 かくいんじ こしょうかい じ こしょうかい さんしょう しりょうだい ごう
各委員自己紹介 【自己紹介シート参照】【資料第1号】

4 ぶ かいちょうおよ ふくぶかいちょう ごせん しりょうだい ごう
部会長及び副部会長の互選 【資料第2～3号】

5 ぎだい
議題

(1) へいせい ねん どしょうがいとうじしゃぶかい かめいじこうおよ ねんかんけいかく しりょうだい ごう
平成28年度障害当事者部会の下命事項及び年間計画 【資料第4～7号】

(2) へいせい ねん どしょうがいとうじしゃぶかい かつどうほうこく しりょうだい ごう
平成27年度障害当事者部会の活動報告 【資料第8号】

(3) しょうがいとうじしゃぶかい はっこう こうほうし しりょうだい ごう
障害当事者部会から発行する広報誌について 【資料第9号】

(4) ぶんきょうくこころ さくせい きょうりょくいらい
文京区心のバリアフリーハンドブック作成の協力依頼について

とちゅうきゅうけい ふんていど
(途中休憩5～10分程度)

6 た
その他

うらめん
(裏面へ)

平成28年度 文京区障害当事者部会 委員名簿

やくしょくめい 役職名	いいんめい 委員名	しょうがいしゅべつとう 障害種別等
きょうぎかいがいちょう 協議会会長	たかやま なおき 高山 直樹	とうようだいがく しゃかいがくぶしゃかいふくしがつか きょうじゆ 東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授
きょうぎかいふくがいちょう 協議会副会長	しむら けんいち 志村 健一	とうようだいがく しゃかいがくぶしゃかいふくしがつか きょうじゆ 東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授
いいん 委員	こわせ よしお 小和瀬 芳郎	せいしんしょうがい 精神障害
	あまの とおる 天野 亨	しんたいしょうがい 身体障害
	ふくだ みさこ 福田 美紗子	しんたいしょうがい こうぼ 身体障害【公募】
	ちくま せいじ 竹間 誠次	ちてきしょうがい こうぼ 知的障害【公募】
	ながの えいいちろう 永野 栄一郎	ちてきしょうがい こうぼ 知的障害【公募】
	おい よしあき 老 孝明	せいしんしょうがい すいせん 精神障害【推薦】
	すぎさき ゆうすけ 杉崎 裕介	しんたいしょうがい すいせん 身体障害【推薦】
く いいん 区委員	なかじま かずひろ 中島 一浩	しょうがいふくしかちょう 障害福祉課長
じむきよく 事務局	みのぐち かずゆき 美濃口 和之	ぶんきょうくしょうがいしやきかんそうだんしえん 文京区障害者基幹相談支援センター
	すずき まさと 鈴木 聖人	
	こくぼ はすみ 小久保 葉純	

へいせい ねんど ぶんきょうくしょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい
平成28年度 文京区障害者自立支援協議会
だい かいとうじしゃぶかい じ こしょうかい
第1回当事者部会 自己紹介シート

なまえ
名前: _____

しょうがいしゅべつ
障害種別: _____

しゅみ とくぎ す
趣味・特技・好きなこと

とうじしゃぶかい さんか りゆう
当事者部会に参加した理由

とうじしゃぶかい
当事者部会でやりたいこと

た つた こと じ こびーある じゆう きさいくだ
その他 (伝えたい事や自己PRなど) 自由にご記載下さい。

とうじしゃぶかいいいん みな
当事者部会委員の皆さま

この度は文京区自立支援協議会当事者部会の部会委員をお引き受けいただき、感謝申し上げます。わたくし達も微力ながら、当事者部会事務局を精一杯努めて参りたいと思っております。どうぞ宜しくお願いいたします。

さて今年度の当事者部会から、部会委員が代わり新たなスタートを切ることになりました。そのために部会委員の自己紹介の時間を設けております。事前にご準備いただけるように自己紹介シートを作成しましたのでご活用ください。シートの項目以外のお話も構いません。お一人3分程度でお願いいたします。なおご記載頂いたシートは回収いたしません。

当日皆さまの自己紹介を楽しみにしております。

じむきょく
事務局

ぶんきょうくしょうがいしゃき かんそうだんしえん
文京区障害者基幹相談支援センター

みのぐち すずき こくぼ みやち
美濃口・鈴木・小久保・宮地

ぶんきょうくしょうがいしやちいきじりつしえんきょうぎかいようこう
文京区障害者地域自立支援協議会要綱

ぶんふくしょうだい ごう へいせい ねん がつ にち ちくちようけつてい
19文福障第1705号 平成20年2月18日区長決定

ぶんふくしょうだい ごう へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
19文福障第2191号 平成20年3月31日一部改正

ぶんふくしょうだい ごう へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
23文福障第2692号 平成24年3月30日一部改正

ぶんふくしょうだい ごう へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
24文福障第688号 平成24年6月1日一部改正

ぶんふくしょうだい ごう へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
24文福障第2127号 平成25年1月24日一部改正

ぶんふくしょうだい ごう へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
26文福障第3145号 平成27年3月30日一部改正

ぶんふくしょうだい ごう へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
27文福障第2238号 平成28年2月1日一部改正

もくてきおよ せつち
(目的及び設置)

だい じょう しょうがいしや にちじょうせいかつおよ しやかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ へいせい ねんほうりつ
第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律
だい じょう だい じょう だい ころ きてい もと しょうがいしやなど じりつ にちじょうせいかつまた
第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は
しやかいせいかつ いとた かんけいきかんとう ねんらく ほか しょうがいふくし
社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に
かん くだい きょうぎ おこな しょうがいしやそうだんしえんじぎょう ちいき しょうがいしやとう
関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を
しえん ほうさく そうごうてき すいしん もくてき ぶんきょうくしょうがいしやちいきじりつしえんきょう
支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協
ぎかい い か きょうぎかい せつち
議会(以下「協議会」という。)を設置する。

きょうぎじこう
(協議事項)

だい じょう きょうぎかい つぎ かなか じこう きょうぎ
第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) しょうがいしやそうだんしえんじぎょうとう かん
障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) ちいき かんけいきかん こうちくとう かん
地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) しょうがいしやそうだんしえんじぎょうとう たずさ もの のうりょくかいほう かん
障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) けんりようご とりくみ かん
権利擁護の取組に関すること。
- (5) しゅうろうなどしやかいせいかつ しえん かん
就労等社会生活の支援に関すること。

(6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

そしき
(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

いいん にんき
(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

かいちょうおよ ふくかいちょう
(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

かいぎ
(会議)

だい じゅう きょうぎかい かいちょう しょうしゅう
第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 かいちょう ひつよう みと いいんがい もの きょうぎかい しゅつせき せつめいまた
会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又
いはん もと
は意見を求めることができる。

せんもんぶかい
(専門部会)

だい じゅう きょうぎかい した せんもんぶかい いか ぶかい お
第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 ぜんこう きてい せっち ぶかい つぎ
前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
- (1) しゅうろうしえんせんもんぶかい
就労支援専門部会
- (2) そうだんしえんせんもんぶかい
相談支援専門部会
- (3) けんりようごせんもんぶかい
権利擁護専門部会
- (4) しょうがいとうじしゃぶかい
障害当事者部会
- 3 ぶかい きょうぎかい してい じこう ぶんやべつ けんとう けっか きょうぎかい
部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に
ほうこく
報告する。
- 4 ぶかい ぶかいちょうおよ ぶかいいん こうせい
部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 ぶかいちょう ぶかいいん ごせん さだ
部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 6 ぶかいいん きょうぎかいいん かいちょう しめい しゃおよ こうぼ けつてい しゃ
部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者及び公募により決定した者を
こうせい
もって構成する。
- 7 ぜんこう きてい しゃ ぶかいちょう ぶかいちょう さだ ばあい かいちょう
前項に規定する者のほか、部会長（部会長が定まっていない場合においては会長
いか こう おな ひつよう みと ぶかいちょう きょうぎかいいん
以下この項において同じ。）が必要があると認めるときは、部会長は、協議会委員
いがい もの ぶかいいん しめい
以外の者を部会員として指名することができる。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部会に副部会長を置くことができる。こ

の場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。

9 部会は、部会長が招集する。

10 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に

報告し、副部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

11 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。

12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関において処理する。

- (1) 就労支援専門部会 文京区障害者就労支援センター
- (2) 相談支援専門部会 文京区基幹相談支援センター
- (3) 権利擁護専門部会 文京区社会福祉協議会権利擁護センター
- (4) 障害当事者部会 文京区基幹相談支援センター

13 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密

や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

こうぼてつづき
(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する。

こうぼ てつづき ようこう しこう にちまえ おこな
公募の手続については、この要綱の施行の前においても行うことができる。

ふ そく
付 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

ふ そく
付 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

べっぴょうだい だい じょうかんけい
別表第1 (第3条関係)

ふくしかんけい 福祉関係	ぶんきょうくしゃかいふくしきょうぎかい 文京区社会福祉協議会	めい 1名
	みんせい じどういいんきょうぎかい 民生・児童委員協議会	めい 1名
	ぶんきょうくかぞくかい 文京区家族会	めい 1名
しゃかいふつき しゅうぎょうかんけい 社会復帰・就業関係	いいたばしこうきょうしよくぎょうあんていしよ 飯田橋公共職業安定所	めい 1名
	とりつせいしんほけんふくし 都立精神保健福祉センター	めい 1名
そうだんしえんじぎょうしゃかんけい 相談支援事業者関係	くないしていいばんそうだんしえんじぎょうしゃ 区内指定一般相談支援事業者	めいいない 3名以内
しょうがいしゃしえんしせつかんけい 障害者支援施設関係	くないしょうがいしゃしえんしせつ 区内障害者支援施設	めいいない 6名以内

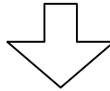
べっぴょうだい だい じょうかんけい
別表第2 (第3条関係)

くしよくいん いいん 区職員 委員	ふくしぶふくししせつたんとうかちょう 福祉部福祉施設担当課長 ふくしぶしょうがいふくしかちょう 福祉部障害福祉課長 ほけんえいせいぶよぼうたいさくかちょう 保健衛生部予防対策課長 ぶんきょうほけんじよほけん しょちょう 文京保健所保健サービスセンター所長 きょういくすいしんぶきょういく しょちょう 教育推進部教育センター所長
くいたくじぎょうしよなご 区委託事業所等	くりつおおつかふくしきぎょうしよしせつちようまた 区立大塚福祉作業所施設長 又は くりつこいしかわふくしきぎょうしよしせつちよう 区立小石川福祉作業所施設長 くりつほんごうふくししせつちよう 区立本郷福祉センター施設長 しょうがいしゃしゅうろうしえん しょちょう 障害者就労支援センター所長 しょうがいしよきかんそうだんしえん ちよう 障害者基幹相談支援センター長

しょうがいとうじしゃぶかい ぶかいちょう やくわり
障害当事者部会での部会長の役割について

しょうがいとうじしゃぶかい やくわり
《障害当事者部会の役割》

しょうがいとうじしゃぶかい とうじしゃいいん ぜんいん さまざま いけん
障害当事者部会では、当事者委員の全員で様々な意見を
こうかん
交換すること。



しょうがいとうじしゃぶかい ぶかいちょう やくわり しかいしんこう おこな ぶかい
そのため、障害当事者部会での部会長の役割は、司会進行は行わず、部会の
だいひょうしゃ おやかい ぶかいけんとうけつか ほうこく ふくぶかいちょう ぶかいちょう
代表者として、親会での部会検討結果を報告する。副部長は部会長のサポ
ートを行う。

ぶかい しかいしんこう きょうぎかいふくかいちょう たんとう
なお、部会の司会進行については、協議会副会長が担当することとする。

さんこう た せんもんぶかい ぶかいちょう ぐたいてき しごと
【参考】他の専門部会での部会長の具体的な仕事

1. ぶかい しかいしんこう
部会の司会進行をする
2. ぶかい だいひょうしゃ おやかい ぶかいけんとうけつか ほうこく
部会の代表者として、親会での部会検討結果を報告する

平成28年度 文京区障害者地域自立支援協議会

各専門部会の下命事項について

各専門部会に対する下命事項は下記の事項とし、下記事項については、文京区障害者地域自立支援協議会へ検討の進捗状況及び議論の方向性を報告する。

また、各専門部会は、下命事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

1 相談支援専門部会

相談に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行う。

区内地域で活動する関係機関等とのネットワークを強化し、相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みを検討する。

2 就労支援専門部会

就労に関する相談や支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様な柔軟な仕組みを検討する。

3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援の在り方についての調査・研究・検討を行う。

成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みを
検討する。

4 障害当事者部会

障害当事者からの情報発信等についての調査・研究・検討を行う。

障害当事者部会で検討した内容について、区民へ向けた障害理解を深め
るための啓発活動を行う。

おやかい
親会
 (事務局：障害福祉課)

「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」のため、現状の社会資源では対応が困難な支援から明らかになった様々な地域課題について、地域の関係機関が協働し解決を検討する。また、(仮称)障害者差別解消支援地域協議会と連携して差別解消のに向けた取り組みを検討する。

しゅうろうしえんせんもんぶかい
就労支援専門部会
 (事務局：障害者
 就労支援センター)

いっばん しゅうろう せいしん ふくしてき
 一般就労の推進と福祉的
 しゅうろう しゅうじつ けんとう
 就労の充実について検討する。

そうだんしえんせんもんぶかい
相談支援専門部会
 (事務局：障害者基幹
 基幹相談支援センター)

のぞ そうだんしえんたいせい しく
 望ましい相談支援体制の仕組
 みや地域生活を支える仕組み
 について検討する。

けんりようごせんもんぶかい
権利擁護専門部会
 (事務局：社会福祉協議会)

しょうがいしや けんり まも
 障害者の権利を守るための
 ひつよう しえん けんりようご
 必要な支援や権利擁護のための
 とりくみ (成年後見制度の利用
 せいのん こうけん せいど りよう
 促進等)や虐待を予防するため
 の仕組みについて検討する。

しょうがいたうじしやぶかい
障害当事者部会
 (事務局：障害者基幹
 相談支援センター)

しょうがいたうじしやぶかい けんとう
 障害当事者部会で検討された
 ないよう について、くみん へ
 内容について、区民へ向けた
 しょうがいらいかい ふか けいはつ
 障害理解を深めるための啓発
 かつどう おこな
 活動を行う。

①事例の検討
 じれい けんとう
 事例の検討
 など
 スキルアップ等

②課題の報告
 かだい ほうこく
 課題の報告

ていれいかいぎ
定例会議
 (事務局：障害者基幹相談支援センター)

- 事例の検討、スキルアップ、情報共有、地域のネットワークづくりを図る
- 相談支援専門員、サービス管理責任者等実務者中心(障害者施設、相談支援事業所等)：各事業所から

情報の共有
 じょうほう きょうゆう
 情報の共有

しょうがいしやぎやくたいほうしれんらくきょうぎかい
障害者虐待防止連絡協議会
 (事務局：障害福祉課)

- 対応した案件について、対応方法等についての検証
- 対応方法の検討
- 専門職及び庁内関係者

しょうがいしやぎやくたいほうし
障害者虐待防止センター

じぎょうしょ
事業所ネットワーク
 (事務局：障害者就労支援センター)

- 就労支援ネットワークの構築
- 企業就労支援、福祉的就労支援の課題共有や解決に向けた検討
- 研修会の開催や事例を通じた人材育成

していとくていそうだんしえんじぎょうしよれんらくかい
指定特定相談支援事業所連絡会
 (事務局：障害者基幹相談支援センター)

- サービス利用等計画についての検討
- 計画相談についての推進、検討

情報の共有・連携
 じょうほう きょうゆう れんけい
 情報の共有・連携

へいせい ねんど しょうがいとうじしゃぶかい よてい
平成28年度 障害当事者部会の予定について

◆スケジュール

だい かい がつ にち もく
第1回：6月16日（木）
ぶかいけいしき じっし
※部会形式で実施

だい かい がつけじゅんごろ よてい
第2回：8月下旬頃 予定
こんだんかいけいしき じっしよてい
※懇談会形式で実施予定

だい かい がつけじゅんごろ よてい
第3回：10月下旬頃 予定
ぶかいけいしき じっしよてい
※部会形式で実施予定

だい かい がつちゅうじゅんごろ よてい
第4回：1月中旬頃 予定
こんだんかいけいしき じっしよてい
※懇談会形式で実施予定

だい かい がつちゅうじゅんごろ よてい
第5回：2月中旬頃 予定
ぶかいけいしき じっしよてい
※部会形式で実施予定

がつけじゅんごろ おやかひ ぶかいちょう かくかい いけんこうかんけつか ほうこく
◆2月下旬頃の親会にて、部長が各回の意見交換結果を報告する。

へいせい ねんど しょうがいしゃち いきじりつし えんきょうぎかい あん
平成28年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール (案)

	がつ 4月	がつ 5月	がつ 6月	がつ 7月	がつ 8月	がつ 9月	がつ 10月	がつ 11月	がつ 12月	がつ 1月	がつ 2月	がつ 3月
じりつし えんきょうぎかい 自立支援協議会 おやかかい (親会)			だいいかい 第1回			だいいかい 第2回			だいいかい 第3回			だいいかい 第4回
そうだんし えん 相談支援 せんもんぶかい 専門部会				だいいかい 第1回			だいいかい 第2回		だいいかい 第3回			だいいかい 第4回
しゅうろえんせ 就労支援 せんもんぶかい 専門部会				だいいかい 第1回			だいいかい 第2回		だいいかい 第3回			だいいかい 第4回
けんりようご 権利擁護 せんもんぶかい 専門部会				だいいかい 第1回		だいいかい 第2回		だいいかい 第3回			だいいかい 第4回	
しょうがいたうじしゃ 障害当事者 ぶかい 部会			だいいかい 第1回		だいいかい 第2回		だいいかい 第3回		だいいかい 第4回		だいいかい 第5回	

へいせい ねんど しょうがいとうじしゃぶかい かつどう
平成27年度 障害当事者部会の活動について

じっしじょうきょう
◆実施状況

だい かい そうだんし えんせんもんぶかい いけんこうかん ねんご く
第1回 相談支援専門部会との意見交換(テーマ「10年後の暮らしについて」)

だい かい しゅうろうし えんせんもんぶかい いけんこうかん ふくししゅうろう いっぱんしゅうろう
第2回 就労支援専門部会との意見交換(テーマ「福祉就労と一般就労について」)

だい かい けんりょうごせんもんぶかい いけんこうかん ごうりてきはいりょ
第3回 権利擁護専門部会との意見交換(テーマ「合理的配慮について」)

た しんねんかい じょうほうはっしん
その他 新年会(テーマ「情報発信について」)

かくせんもんぶかい いけんこうかん
◆各専門部会との意見交換

そうだんし えんせんもんぶかい ねんご くらし
(1) 相談支援専門部会からのテーマ「10年後の暮らしについて」

いま せいかつ しあわ かん いいん おお ほんめん ねんご せいかつ ふあん かん こえ
・今の生活に 幸 せを感じている委員が多い反面、「10年後の生活について」は、不安を感じる声が多
く聞かれた。

ねんご きぼう せいかつ ひつよう ひと かね しつもん たい そうだん
・「10年後、希望する生活をするために必要なサービス、人、お金について」の質問に対し、相談でき
る人、支援者、都営住宅等の安い賃貸住宅、生活保護等の福祉制度、自立するための生活訓練
の場、という意見が挙げられていた。

しゅうろうし えんせんもんぶかい ねんご くらし
(2) 就労支援専門部会からのテーマ「福祉就労と一般就労について」

ふくししゅうろう ひと しゃかい も いばしょ あんしん ば いけん
・福祉就労については、人や社会とのつながりを持って、居場所や安心できる場であるという意見があ
った。一方、閉鎖的な環境から虐待の心配や、人生設計を忘れてしまいがちという意見が挙げ
また、「他の選択肢がない」と感じている委員が複数いた。

けんりょうごせんもんぶかい ごうりてきはいりょ
(3) 権利擁護専門部会からのテーマ「合理的配慮について」

もくてきばしょ あんない さい だんさ ちゅうい かいだんなどこえが はいりょ ひつよう
・目的場所までの案内の際には、段差に注意し、階段等声掛けの配慮が必要。

こうれいしや しょうがいしやきゆうけい こうれいしや ゆうせん しょうがいしや いっけん
・高齢者・障害者用休憩スペースであると、高齢者が優先になりがち。障害者であると一見してわか
ない障害もあるため、障害者専用スペースを設けて頂きたい、という意見が挙げられた。

かいじょう あんないひょうじ しょうがいしや かぎ くみん じょうほうりょう おお すく
・会場の案内表示は、障害者に限らず区民のためにも情報量が多すぎず少なからず、わかりやすい
表示が求められる。

じれい ぶんきょうくしょくいん たいおうりょうりょう ぼつすい か かた しょくいん む むずか く はたら
・事例は、文京区職員の対応要領から抜粋したもので、書き方が職員向けで難しかったが、区で働
く職員の中にも障害を持つ人がいるはずなので、わかりやすくする必要があるのでという意見が挙
がった。



こわせぶかいちよう あいさつ
小和瀬部会長の挨拶

しょうがいしや す まち ひと
障害者にとって住みやすい街は、すべての人(すべ
ての弱者)にとって住みやすい街です。文京区が住
みやすい街になるように、また多様な生活ができる
ように、会議で検討をして発信していきます。

とうじしゃぶかい かつどうきろく
当事者部会とは? ~活動記録~

とうじしゃぶかい ぶんきょうくしょうがいしやちいきじりつしえんきょうざいかい
当事者部会とは、文京区障害者地域自立支援協議会の4つある部会の1つで
す。障害を持つ人々が、自分達の暮らしについて考える場として、平成25年から
行っています。参加している委員としては、身体・知的・精神に障害がある人
や、難病をお持ちの方々が構成されています。

へいせい ねんど
《平成25年度》

- だい 1 回 (平成25年7月30日) ・相談支援専門部会との意見交換 (テーマ「相談について」)
- だい 2 回 (平成25年11月7日) ・就労支援専門部会との意見交換 (テーマ「仕事について」)
- だい 3 回 (平成26年1月16日) ・権利擁護部会との意見交換
(テーマ「金銭管理について/日常生活での出来事について」)

へいせい ねんど
《平成26年度》

- だい 1 回 (平成26年7月24日) ・相談支援専門部会との意見交換
(テーマ「楽しいと感じる場所について/ピアカウンセリングについて」)
- だい 2 回 (平成26年11月27日) ・就労支援専門部会との意見交換
(テーマ「職場の理解について」)
- だい 3 回 (平成27年2月19日) ・権利擁護専門部会との意見交換
(テーマ「日常生活での制限について/福祉サービスや医療の情報収集について」)

へいせい ねんど
《平成27年度》

- だい 1 回 (平成27年7月23日) ・相談支援専門部会との意見交換
(テーマ「10年後の暮らしについて」)
- だい 2 回 (平成27年11月5日) ・就労支援専門部会との意見交換
(テーマ「福祉就労と一般就労について」)
- だい 3 回 (平成28年2月3日) ・権利擁護専門部会との意見交換
(テーマ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について」)

さんか いいん こえ
参加した委員の声

なかなか、一般的な関心は低く、工夫し
た情報発信を続けることのハードルが
高い分野ですが、理解者を増やすため
も、情報発信の必要性を感じました。

まいかいとうじしゃぶかい いけんこうかん
毎回当事者部会の意見交換は、とても
勉強になります。

このような会議に出るのは、初めてだ
たのでドキドキしました。

ぜんかい ぶかい ぎぎょうじっしゅう かだい
前回の部会で企業実習の課題がありま
したが、私自身は絶対にやりたい。1度
は体験してみたい。

だい 3 回権利擁護で(日常生活での制限
について)視覚障害者の方に対する、
接し方をご本人に教えて頂き、勉強
になりました。

10年後の自分について話し合った時、
印象が、どちらかというと悲観的だっ
たのが印象的でした。

今までの3年間は、各委員の間で他の
障害の理解が進みました。これから先
は、障害者と健全者との間で理解が
進み意識が改革されることを望みます。

こんねんど む
今年度に向けて

いいん からの ほうあん によって、何か新しいこ
とができれば良いと思います。

まち ある 街を歩いていて、気になったことや困
ったことがあったら、部会を通じて区に
訴えることができたら良いと思います。

じむきょく
事務局から

さくおんご じむきょく ぶんきょうくしょうがいしやきんかんそつだん
昨年度より、事務局が文京区障害者基幹相談
支援センターに変わりました。不慣れな運営
で迷惑をお掛けしております。引き続きご
指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

と あ きき
問い合わせ先

ぶんきょうくしょうがいしやきんかんそつだんしえん
文京区障害者基幹相談支援センター

TEL:03-5940-2903

FAX:03-5940-2904

E-mail: hope@bunkyo-kan.or.jp

発行日:平成28年 5月 23日